

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争公告に付します。

平成30年7月4日

全国健康保険協会広島支部
支部長 神田 和幸

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

治療中の方に対する特定健診に係る情報提供依頼文書の印刷・封入業務委託

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期限

平成30年7月30日

(4) 納品場所

全国健康保険協会広島支部内会議室
(広島市東区光町1-10-19)

(5) 見積競争方法

契約は単価契約とする。(見積書には合計金額及び各単価を記載すること)

見積競争は契約希望単価に予定数量を乗じた金額の合計で行う。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札決定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額(税抜額)を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 仕様書の交付場所、見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒732-8512 広島県広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階
全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ 担当 崎谷
電話 082-568-1014

- (2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

〒732-8512 広島県広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階
全国健康保険協会広島支部 保健グループ 担当 可部
電話 082-568-1032

- (3) 見積書提出期限

期限 平成30年7月12日(木) 午前10時

※郵送の場合も上記日時までに必着とする。

4 その他

- (1) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会広島支部企画総務グループ宛提出すること。(見積書は任意の様式で可)

ただし、代理として支店長が当該氏名を記載し、支店長印を押印した見積書でも有効とする。

記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

- (3) 最低価格かつ同価格の見積書の提出があった場合は、当支部が指定する方法及び日時場所において、当該見積参加者によるくじ引きにより契約対象者を決定する。

ただし、当該見積参加者が直接くじを引くことができない場合は、これに代わって見積事務に関係のない支部職員にくじを引かせるものとする。

- (4) 契約対象者決定の連絡については、決定業者のみ平成30年7月12日(木)

午後3時までに電話連絡することとする。

- (5) 仕様書に従って、見積書を作成すること。

全国健康保険協会会計細則

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。